

審 議 速 報

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	平成29年第2回湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会
開催日時	平成29年8月23日（水）午後2時から3時05分まで
開催場所	藤沢市 六会市民センター 3階ホール
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	◎三觜忠、○早川正、○吉川京子、片山睦彦、服部寛二（代理）、内田武秀、 ◎宮部美佐子、篠崎美絵、藤本義章（代理）、石田東達（代理）、山本まり子、 ○秋山博介、永井和江
次回開催予定日	平成29年11月22日（水）午後2時から
問い合わせ先	担当：藤沢市役所福祉健康部福祉医療給付課 電話番号：0466-25-1111（内線3124） メールアドレス： fj-hoken-i@city.fujisawa.lg.jp igarashi-a@city.fujisawa.lg.jp （市町・県・運輸局用）
会議の概要	1 開会あいさつ 2 議題 <協議事項> (1) 自家用有償旅客運送新規登録申請について（茅ヶ崎市） ・特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブのびのびから提出された新規登録申請について申請のとおり合意に至った。（一部修正あり） 質疑等 ・利用料金の土日料金に介助料プラス100円となっているが、介助料は乗降の介助等に関する部分なので、曜日は関係ないのではないか。もし、土日等で休日割増とするのであれば、介助料ではなく添乗料にプラスすべきではないか。 →協議の結果として添乗料にプラスする方がよいということであれば修正する。 ・入会金、月会費もあり、全体的に割高になるのではないか。 →入会金には、コーディネーター料として、利用希望者に法人担当者が伺い利用説明にあわせて本人の様子を確認するための人件費が含まれている。 利用する場合は、初回のみ負担で更新時にはかからない。 月会費については、月1回でも利用があった場合にいただくもので、1回でも複数回でも金額は同じ。また、利用がない月にはいただきません。

・運転者の年齢制限が70歳までとなっているが、他のところを見ると、選任時の年齢が75歳までというところもある。限定すると、後でつらくなるのではないか。

→運転能力や体力面で安全性に心配があるので、新たに加入する年齢を70歳とした。既に働いている担当者については、70歳以降毎年見極めを行いたいと考えている。

・整備管理責任者は、役員名簿に載っておらず車の所有者でもないようだが、どのような立場で管理をするのか。

→法人の理事ではないが、会員でありこれから始まる福祉有償運送のメンバーに加わってもらい、一緒にプロジェクトを立ち上げたところ。

・ある通所施設では、送迎の運転者の中には70歳を超えている人がかなりいる。結局運転者が集まらなると通所に支障が出てしまう。実際に70歳を超える人が運転者となっている場合、70歳以下という要件をいれると、違反となってしまうと思うので、70歳という制限はいれない方がよいのでは。

→デイサービスには、70歳を超える運転手もいるが、1年ごとに本部からの見極めを受けることになっている。

→制度的には年齢の要件で強制力のあるものは設けていない。安全性と募集の実現可能性を考慮して決めてもらうもの。70歳前に運転者となり、70歳を超えても続けられるという前提でしたが、この「運行管理マニュアル」の記載では読み取れないということが問題なので、実態に即した内容にあらためるということで良い。

(神奈川運輸支局藤本氏より回答)

・利用会員が1名となっているが、旅客の範囲の「運送を必要とする理由」(イ・ロ・ハ・ニ)について、「ロ」の介護認定者だけでなく、全てに対応していけるように、「イ・ロ・ハ・ニ」の全てに丸をつけて申請して欲しい。

→協議会開催の時点で現状会員として利用されている会員についてのみ印をつけていただく。その後、追加された場合は、協議会を通さずに運輸支局に届出をしてもらい、妥当性については協議会での協議事項になりますので、次回の更新時に示される名簿について協議していただく。

(神奈川運輸支局藤本氏より回答)

・介助料について、人件費として土日にプラス料金として発生するとした場合に、何故添乗料金に発生しないのかという理由を教えてください。

→書き方に不備あり。介助料も添乗料金も土日にはプラス料金が発生する。

・距離制と時間制と記載がわかれているが、時間制のところは全部平日と時間外料金を明確にすれば良いのではないか。

→土日料金にはプラス100円、時間外料金は平日にはプラス100円、土日にはプラス200円ということで明記させていただく。

・運行の対価以外の対価の部分なので、介助、添乗が必要なときに発生するものなので、介助も添乗も必要ないときには発生しないということで良いか。

→介助が必要な方々を対象として申請をさせていただいているので、介助を必要としない方を想定していない。

・運転者の健康管理について、福祉有償運送における定期健康診断等の義務付けはあるか。または、事業者が自主的に行っているのか。

→福祉有償運送については、特に義務づけはない。「運行管理マニュアル」にあるとおり、健康状態の把握に努めることとしており、毎日の点呼などを通じて運転者の健康の記録をとること等については、制度上定められているが、それ以上の取り組みについては事業者ごとの対応になる。

(神奈川運輸支局藤本氏より回答)

・年齢制限については、実態に合わせるということでよいのか。どのような記載となるか。

→運転開始年齢を70歳以下とし、70歳以降になっても、見極めにより継続させる、また実際にそういう運用になっているのであれば、そのように書き換えるということも含めて合意を得ればよい。

(神奈川運輸支局藤本氏より回答)

(2) 自家用有償旅客運送更新登録申請について (寒川町)

・社会福祉法人寒川町社会福祉協議会から提出された更新登録申請について申請のとおり合意に至った。

<報告事項>

(1) 自家用有償旅客運送廃止届 (藤沢市)

・特定非営利活動法人ハッピーライフの自家用有償旅客運送廃止届について報告

(2) 福祉有償運送運営状況報告について

・第1回運営協議会で報告できなかった内容について報告

<質疑>

- ・備考欄に記載があるもので、変更内容欄に「変更なし」、また、変更内容欄に「変更あり」と記載があるのに、備考欄に記載がないものがあるが。
→修正する。